

福岡市肢体不自由特別支援学校形態食検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 福岡市肢体不自由特別支援学校において、児童の発達を理解し、発達段階に応じた形態食を検討するにあたり、情報を共有し、保護者・学校関係者・専門職の立場から幅広く意見を聴取するため、福岡市肢体不自由特別支援学校形態食検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 福岡市肢体不自由特別支援学校での発達段階に応じた形態食の検討に関すること。
- (2) その他福岡市肢体不自由特別支援学校の学校給食の検討に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員14名により組織する。

- (1) 保護者代表
- (2) 学校関係者
- (3) 専門職
- (4) 教育委員会事務局の職員

2 委員の任期は、形態食の検討を終えた時点までとする。

3 委員は会議において知り得た秘密について守秘義務を負う。その職を退いた後も、また同様とする。

4 委員は、所掌事項における事業者と特別の利害関係を有してはならず、委員会の公平性・公正性を損なってはならない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長が欠けたとき、または委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育支援部給食運営課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の目的を達成したときにその効力を失う。